


庁議付議事案書

開催・令和元年10月23日

所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 概要						
<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、児童福祉法から引用している条項にずれが生じたため、上記条例の一部を改正するものである。</p>						
(2) 改正内容						
<p>第25条第2項第2号において、児童福祉法第34条の20第1項第4号を引用しているところを児童福祉法第34条の20第1項第3号に改める。</p>						
(3) 施行日						
<p>公布の日から施行する。</p>						
(4) 影響及び効果						
<p>児童福祉法との整合性を保った運営を行うことができる。</p>						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>文書課において審査済み</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
<p>特になし</p>						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
<p>令和元年第4回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。